

# 令和5年度 第1回 釜石市立甲子公民館運営審議会

日時：令和5年5月15日（月）  
午前10時30分～  
場所：松倉地区コミュニティ消防センター

## 次 第

1. 開会
2. あいさつ  
市民生活部まちづくり課長  
釜石市立甲子公民館運営審議会委員長
3. 協議（議長：甲子公民館運営審議会委員長）
  - （1）令和5年度釜石市立甲子公民館運営方針について
  - （2）令和5年度釜石市立甲子公民館事業計画について
  - （3）その他
4. 閉会

～いつでも・どこでも・だれでも・地域みんなの公民館～  
釜石市立甲子公民館

# 釜石市立甲子公民館運営審議会資料

I	釜石市立甲子公民館運営方針	
1.	基本方針	1
2.	重点目標	1
3.	事業推進体制	1
II	令和5年度釜石市立甲子公民館事業計画	
1.	乳幼児期を中心とした事業	2
2.	学齢期を中心とした事業	2
3.	成人期・高齢期を中心とした事業	3
4.	地域や世代を超えた事業	6
5.	学びの場を充実するための事業	7
6.	市民が主役の学び社会を目指した事業	8
III	その他	
1.	自主学習グループ一覧	11
2.	釜石市立公民館設置に関する条例	12
3.	釜石市立公民館規則	14

## I 釜石市立甲子公民館運営方針

### 1. 基本方針

釜石市の生涯学習行政の方針等を踏まえ、様々な活動を推進する地域づくりの拠点として、多様な主体と連携しながら、生涯学習の推進と地域課題の解決に向け事業に取り組むほか、自主学習グループをはじめとした地域の主体的な生涯学習活動を推進するため、「いつでも・どこでも・だれでも」自由に学習機会を選択して学ぶことができる体制の整備に努める。

また、多様なニーズに配慮した様々な機会や交流の場を提供するとともに、地域の文化や人とのふれあいを通して、生きがいのある充実した豊かで快適な地域づくりに努め、甲子地域会議、市及び関係機関との連携・協働を図りながら地域主体による持続可能な地域づくりの実現に向けた取り組みを推進する。

なお、新型コロナウイルス感染予防対策に留意し、利用者から罹患者が出ないよう細心の注意を払い、安全・安心な公民館事業の運営に努める。

### 2. 重点目標

- (1) 地域住民に親しまれ、地域住民とともに歩み、地域住民に役立つ公民館活動を推進する。
- (2) 地域住民の学習ニーズに応え、各世代に応じた講座を開催し、より多くの地域住民に学習の機会と場を提供するように努める。
- (3) 児童・生徒等青少年と地域の人々との世代間交流を図るために、豊かな体験の場、学習機会の提供等に努め、相互間のふれあいを深める。
- (4) 地域の自主学習グループ等との連携を図り、活動を推奨援助し、活動の定着に努める。
- (5) 健康相談や個別訪問、各種講座等を開催し、地域住民を対象とした健康づくり事業（健康相談・健康教育等）を推進する。
- (6) 諸事業を推進するに当たり、関係機関・団体等との相互連携・協力関係を密にし、効果的な運営を心がける。

### 3. 事業運営体制

会議名	内容	対象	時期
運営審議会	公民館運営等について、館長の諮問に応じ各種事業計画と実施要項について審議する。	審議会委員	年度始 年度末
実行委員会	各種事業の具体的な運営企画を立案し、活動の運営推進を図る。	団体代表者	随時
連絡会議等	公民館を利用し活動している自主学習グループとの連絡調整を図り、運営を円滑にする。	グループ代表者	随時

令和5年度釜石市立甲子公民館事業計画

1. 乳幼児期を中心とした事業

施 策	事 業 名	事業目的	事業内容(時期・場所・対象ほか)
地域ぐるみ の子育てへ の支援	母子保健事業	乳幼児の健康保持及び増進、また、育児に関する相談を行い、家庭での不安軽減を目的とする	○乳幼児相談 〔時期〕随時開催(予約制) 〔場所〕甲子公民館、自宅訪問等 〔対象〕乳幼児及びその保護者 〔内容〕乳幼児に対する保健指導等  ○甲子子育て支援センターでの相談会協力 〔時期〕4～3月の偶数月 〔場所〕甲子子育て支援センター 〔対象〕乳幼児及びその保護者 〔内容〕乳幼児に対する保健指導等
	【成果と課題】		

2. 学齢期を中心とした事業

施 策	事 業 名	事業目的	事業内容(時期・場所・対象ほか)
地域ぐるみ の子育てへ の支援	ふれあい広場 (学童)	長期休暇中の学童育成クラブへの、体験・学習・レクリエーション活動などを行い児童の健全育成の一助とする。	○体験・学習・レクリエーション 〔時期〕夏・冬・春休み期間中各1～2回 〔場所〕甲子学童育成クラブ等 〔対象〕甲子学童育成クラブ 〔内容〕体験・学習・レクリエーション活動など
	【成果と課題】		

施 策	事 業 名	事業目的	事業内容(時期・場所・対象ほか)
	ふれあい広場  (児童・学生)	小・中・高校生を中心とし、地域資源を活かした、各種体験・学習・レクリエーション活動を通じ、自立性や協調性を高め、児童の健全育成の一助とする。	○各種体験・学習・レクリエーション活動 〔時期〕夏・冬・春休み 及び随時 〔場所〕甲子公民館、その他 〔対象〕小・中・高校生等 〔内容〕各種体験・学習・レクリエーション活動など
【成果と課題】			

### 3. 成人期・高齢期を中心とした事業

施 策	事 業 名	事業目的	事業内容(時期・場所・対象ほか)
成人・高齢者の健康づくり	かっし健康講座	地域住民の健康維持と生きがいのある充実した豊かで快適な地域づくりに努めることを目的としている。	○健康講話とレクリエーション 〔時期〕5月、7月、9月、11月1月、3月(第2木曜日) 10:00~11:30 〔場所〕甲子公民館 〔対象〕甲子地域住民  ○ストレッチ教室 〔時期〕月1回(第4金曜日) 10:00~11:30 〔場所〕甲子公民館 〔対象〕甲子地域住民  ○いきいき健康運動教室 〔時期〕月2回(第1・3火曜日) 10:00~11:30 〔場所〕甲子公民館 〔対象〕甲子地域住民  ○ゆったりゆったり運動 〔時期〕月1回(第1金曜日) 10:00~11:30 〔場所〕甲子公民館 〔対象〕甲子地域住民

施 策	事 業 名	事業目的	事業内容(時期・場所・対象ほか)
			<p>○甲子を知るゆったりウォーキング 〔時期〕年6回 〔場所〕甲子地域ほか 〔対象〕甲子地域住民</p> <p>○高齢者卓球教室 〔時期〕毎週金曜日 10:00~12:00 〔場所〕旧大松小学校体育館 〔対象〕甲子地域住民</p>
<b>【成果と課題】</b>			
健康相談事業	保健師・栄養士等が心身の健康・食生活及び介護に関する個別相談を実施し、家庭における健康管理や介護等についてサポートすることを目的とする。		<p>○甲子地区健康相談会 〔時期〕随時受付 〔場所〕甲子公民館 〔対象〕甲子地域住民 〔内容〕健康・栄養・歯科相談</p> <p>○おたっしや相談会 〔時期〕毎月1回 〔場所〕仙人インフォメーションセンター、洞関地区コミュニティ消防センター 〔対象〕大橋・洞関地区住民 〔内容〕健康相談・血圧測定等</p>
<b>【成果と課題】</b>			
健康教育事業	保健師、栄養士による健康教育のほか、健康講話等を実施		<p>○各地区での健康講話等 〔時期〕随時開催 〔場所〕各地区集会所及び</p>

施 策	事 業 名	事業目的	事業内容(時期・場所・対象ほか)
		し、生活習慣病についての正しい知識の普及を図り、生活習慣改善の取り組みを支援することを目的とする。	甲子公民館等 〔対象〕 甲子地域住民 〔内容〕・熱中症について ・コロナワクチン、熱中症予防について ・認知症予防 ・高齢者虐待の概要と対応 ・認知症予防 ・動脈硬化について ・うつ病について
<b>【成果と課題】</b>			
	男の料理教室  【共催事業】	元気で明るく楽しい人生を過ごすことを目的に、高齢化社会に対応すべく「男の調理実習」で料理を習得するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。	○釜石いきいきクラブ 〔時期〕 月1回 (8月、1月は休み) 〔場所〕 甲子林業センター 〔内容〕 調理実習、健康講座等 〔対象〕 甲子地域住民
<b>【成果と課題】</b>			
	スクラムメイト事業  【共催事業】	「自分の健康は自分でまもる」を合言葉に、仲間同士で支えあいながら、健康づくり活動及び地域への伝講等を行うことに加え、会員の親睦と交流を図ることを目的とする。	○大松スクラムメイト 〔時期〕 月1回 〔場所〕 大松地区コミュニティ消防センター 〔内容〕 ウォーキング、栄養講話、体操、健康講話等

施 策	事 業 名	事業目的	事業内容(時期・場所・対象ほか)
	【成果と課題】		
	デイサービス事業  【共催事業】	引きこもり予防事業として、高齢者の仲間づくり、健康生活の維持・促進等を図ることを目的とする。	○ふれあい教室 〔時期〕月1回 〔場所〕甲子公民館 *洞関、砂子渡、大松、唄貝、鍋倉、大洞地区集会所等でも月1回実施。 〔内容〕釜石市社会福祉協議会が各種レクリエーション、誕生会、クリスマス会等を実施。
	【成果と課題】		
	見守り・孤立防止事業  【新規】	健康、悩み、人間関係、子育てなどについて、来所した方との対話を行うことで、孤立傾向にある方や悩んでいる方を一人にさせないことを目的とする。	○談話ルームかっし 〔時期〕毎月第2月曜日 〔場所〕甲子公民館 〔対象〕甲子地域住民 〔内容〕各種相談、傾聴
	【成果と課題】		

#### 4. 地域や世代を超えた事業

施 策	事 業 名	事業目的	事業内容(時期・場所・対象ほか)
コミュニティ形成、交流の場の創出	ふれあい広場 (世代間交流編)	地域内における地域行事や各種事業を通じた世代間交流を図り地域コミュニティ形成や、地域に対する理解を深めることを目的とする。	○農園を活用した世代間交流事業 〔時期〕5月～11月(4回) 〔場所〕甲子わくわく農園 〔内容〕農園でさつまいもづくり体験を実施 募集定員12名程度



施 策	事 業 名	事業目的	事業内容(時期・場所・対象ほか)
			<p>○みずき団子まつり 〔時期〕1月 〔場所〕各町内会 〔対象〕地域住民</p> <p>○地域行事 〔時期〕随時 〔場所〕甲子地域 〔対象〕地域住民 〔内容〕</p> <p>○各種交流事業 〔時期〕随時 〔場所〕甲子地域及び市内全域 〔対象〕地域住民 他 〔内容〕未定</p>
	ふれあい広場 (地域間交流編)  【新規】	地域の特色を活かした事業や地域交流を目的とした事業を通じ、他地域との親睦や理解及び健康増進などを推進することを目的とする。	<p>○各種交流事業 〔時期〕随時 〔場所〕市内全域 〔対象〕釜石市民 〔内容〕予定(西地区協議)</p> <p>①6月 ウォーキング交流会 ②7月 日向ダム見学会 ③9月 ソフトボール大会 ④10月 ニュースポーツ交流会 干し柿作り体験会</p>
	【成果と課題】		

#### 5. 学びの場を充実するための事業

施 策	事 業 名	事業目的	事業内容(時期・場所・対象ほか)
生涯学習の推進と交流の場の創出	ゆう遊講座	健康づくり、趣味、料理等の生活課題に関する学習を通じ、地域社会での実生活に役立てるなど、より多くの地域	<p>○健康、生活、歴史等の各種講座 〔時期〕毎月 〔場所〕甲子公民館等 〔対象〕甲子地域住民等 〔内容〕健康、介護、防災等の講座、グラウンドゴルフ大会等</p>

施 策	事 業 名	事業目的	事業内容(時期・場所・対象ほか)
		住民が生涯学習に取り組む機会を創出することを目的としている。	
	【成果と課題】		
	甲子出前講座	公民館所在地より遠隔地の地域住民を対象に講座等を実施し、「いつでも・どこでも・だれでも」が利用できる地域の公民館としての役割を果たし、生涯学習活動を推進することを目的としている。	○健康、生活、歴史等の各種講座 〔時期〕 随時 〔場所〕 大畑団地集会所、大松地区コミュニティ消防センター 〔対象〕 甲子地域住民 〔内容〕 健康講座、レクリエーションなど
	【成果と課題】		
社会教育施設等の充実	施設の貸館	地域の学び、考え、行動する拠点として公民館施設を活用する。	自主活動グループ、一般団体に対して、活動の場として施設ホール等の貸し出しを行う。 〔時期〕 通年 〔場所〕 甲子公民館 〔対象〕 自主活動グループ、一般市民等
	【成果と課題】		

6. 市民が主役の学び社会を目指した事業

施 策	事 業 名	事業目的	事業内容(時期・場所・対象ほか)
生涯学習ネットワークの形成	「かつまづ」(応援センター・公民館だより)の発行	公民館事業等の予定を周知するとともに、行政情報や地域会議等の情報を提供するため「かつまづ」を発行する。	○甲子公民館だより 広報の発行に併せて地域内全戸に配付。 〔時期〕月1回発行(発行日:1日) 〔内容〕 甲子応援センター、公民館事業からの情報提供
	【成果と課題】		
	公民館まつり	地域内の様々な世代の交流を図りながら、生涯学習ネットワークの形成に努め、心豊かで生きがいのある快適な地域づくりの実現を目的としている。	○甲子公民館まつり(第27回) 〔時期〕11月中旬 〔場所〕甲子公民館 〔内容〕陶芸、手芸、書道等の作品展示とコーラス、フォークダンス等のステージ発表のほか、御振舞やチャリティーバザーを開催
【成果と課題】			
自主活動グループ等の支援	地域住民の自主的な生涯学習活動を支援する。	○甲子公民館自主学習グループ 〔時期〕通年 〔場所〕甲子公民館 〔グループ〕17団体 ・甲子ニコニコグループ 〔時期〕月1回 水曜日 ・ひまわり会 〔時期〕月2回 第2・4火曜日 ・陶芸グループ ※R5休止 〔時期〕月1回 第2水曜日(5月~11月) ・フォークダンス白鳥 〔時期〕毎週月曜日 ・ラウンドダンスはまなす 〔時期〕月3回 第1・3・4金曜日	

施 策	事 業 名	事業目的	事業内容(時期・場所・対象ほか)
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲子太極拳同好会 〔時期〕月1回 第3金曜日</li> <li>・甲子歌う会 〔時期〕月3回 火曜日</li> <li>・たんぽぽ俳句の会 〔時期〕月1回 第4金曜日</li> <li>・習字の会 〔時期〕月2回 第1・3水曜日</li> <li>・はつらつ水曜会 〔時期〕月2回 第2・4水曜日</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・元気に唄おう会 〔時期〕月1回 第2金曜日</li> <li>・ワンツーパンチ体操教室 〔時期〕月2回 第1・3木曜日</li> <li>・パソコン教室 〔時期〕毎週火・金曜日</li> <li>・手づくり倶楽部 〔時期〕毎週月・木曜日</li> <li>・折り紙教室 〔時期〕月1回 第4木曜日</li> <li>・太極拳学好会※R5 休止 〔時期〕月3回 第1・3・4水曜日</li> <li>・水墨画遊心会 〔時期〕月2回 第2・4土曜日</li> </ul>
<b>【成果と課題】</b>			
生涯学習推進体制の整備	公民館運営審議会	公民館における各種事業の企画及び実施につき調査審査を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>〔時期〕年2回、5月・2月頃</li> <li>〔場所〕甲子公民館</li> <li>〔対象〕審議会委員</li> <li>〔内容〕 委員による公民館運営等の審議</li> </ul>
<b>【成果と課題】</b>			

### Ⅲ その他

#### 1. 自主学習グループ一覧 (令和5年5月1日現在)

番号	自主学習グループ名	活動日等	会員数	備考
1	元気に唄おう会	毎月第2金曜日・午後	7	2
2	甲子歌う会	毎月3回火曜日	30	△8
3	太極拳学好会 R5 休止	毎月第1・3・4水曜日・午前	(5)	—
4	フォークダンス白鳥	毎週月曜日・午前	20	0
5	ラウンドダンス・はまなす	毎月第1・3金曜日	12	2
6	はつらつ水曜会	毎月第2・4水曜日	21	△1
7	習字の会	毎月第1・3水曜日	10	△1
8	たんぽぽ俳句の会	毎月第4金曜日	9	△1
9	ひまわりの会	毎月第2・4火曜日	7	△3
10	ワンツーパーチ体操教室	毎月第1・3木曜日・午前	26	3
11	陶芸グループ※R5 休止	毎月第2水曜日 (5~11月)	(15)	—
12	甲子ニコニコグループ	毎月第2金曜日(8、1月・第4金)	(23)	—
13	パソコン教室	毎週火・金曜日・午前	9	0
14	手づくり倶楽部	毎週月・木曜日	18	2
15	折り紙教室	毎月第4木曜日	6	2
16	甲子太極拳同好会	毎月第3金曜日	9	2
17	水墨画遊心会	毎月第2・4土曜日	4	0

※1 会員数欄 ( ) は昨年度登録者数。

※2 備考欄は昨年度比会員数増減。

## 2. 釜石市立公民館設置に関する条例 (抜粋)

昭和30年6月17日  
条例第29号

(公民館の設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第24条の規定により公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
釜石市立釜石公民館	釜石市大町三丁目8番3号
釜石市立平田公民館	釜石市大字平田第6地割123番地1
釜石市立中妻公民館	釜石市上中島町二丁目6番36号
釜石市立甲子公民館	釜石市甲子町第10地割255番地
釜石市立小佐野公民館	釜石市小佐野町三丁目4番25号
釜石市立鶉住居公民館	釜石市鶉住居町二丁目901番地
釜石市立栗橋公民館	釜石市橋野町第34地割16番地2
釜石市立唐丹公民館	釜石市唐丹町字小白浜50番地

2 公民館に分館を置く。名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
釜石市立甲子公民館砂子渡分館	釜石市甲子町第4地割29番地5
釜石市立小佐野公民館野田団地分館	釜石市野田町五丁目28番3号
釜石市立鶉住居公民館仮宿分館	釜石市箱崎町第4地割50番地2
釜石市立栗橋公民館中村分館	釜石市橋野町第7地割74番地3
釜石市立栗橋公民館横内分館	釜石市橋野町第26地割44番地3

(平19条例2・全改、平21条例27・平23条例25・平25条例42・平27条例11・平27条例42・平28条例60・平30条例8・令2条例26・一部改正)

(管理)

第3条 公民館は、釜石市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(職員)

第4条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 分館に分館長を置くことができる。

3 前項の規定による職員は、教育長の推薦により教育委員会が任命する。

(平17条例6・一部改正)

(運営審議会)

第5条 社会教育法第29条第1項の規定に基づき、各公民館に公民館運営審議会(以下「運営審議会」という。)を置く。

2 運営審議会は、公民館及びその分館における事業の企画及び実施について調査審議する。

3 運営審議会の委員の定数は、10人以内とし、委員は次に掲げるもののうちから教

育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者

4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 17 条例 6・一部改正)

(費用弁償)

第 6 条 委員がその職務を行うために要する費用弁償については、釜石市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 30 年釜石市条例第 13 号)による。

(平 18 条例 11・一部改正)

(経費)

第 7 条 公民館の経費は、市費、補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

### 3. 釜石市立公民館規則 (抜粋)

昭和 33 年 7 月 9 日  
教育委員会規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、釜石市立公民館設置に関する条例(昭和 30 年釜石市条例第 29 号。以下「条例」という。)の規定に基き公民館の運営及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 公民館は釜石市に居住する市民のために実際生活に即する教育学術文化に関する各種の事業を行い当該市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図りもって生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 公民館は前条の目的を達成するため、おおむね次の事業を行う。

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会等を開催すること。
- (3) 図書、記録、統計等を備えてその利用を図ること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関すること。
- (5) 各種の社会教育団体機関等の連絡を図ること。
- (6) その施設を集会その他公共的利用に供すること。

(職員の任務)

第 4 条 条例第 4 条に規定する公民館の職員は次の任務を有するものとする。

- (1) 館長はこの公民館の行う各種の計画実施その他必要な事務を統理し所属職員を指導する。
- (2) 職員は館長の命によりこの公民館の行う一切の事務を担当する。

(事務の内容)

第 5 条 公民館において取り扱う事務はおおむね次のとおりとする。

庶務事務

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の取扱いに関すること。
- (3) 文書の保管閲覧に関すること。
- (4) その他庶務に関すること。

会計事務

- (1) 公民館の予算、決算に関すること。
- (2) 行事、事業の経費支出精算に関すること。
- (3) 物品の請求及び購入に関すること。
- (4) 備品、消耗品の出納保管に関すること。
- (5) その他会計に関すること。

企画事務

- (1) 社会教育及びその他の行事の企画実施に関すること。
- (2) 行事、事業の予定表及び報告書の作成に関すること。
- (3) 公民館活動パンフレット類の作成配布に関すること。



(4) 一切の公民館行事、事業の広報宣伝に関すること。

(平 21 教委規則 7・一部改正)

(館長の専決事項)

第 6 条 次に掲げる事項は館長において専決することができる。

(1) 勤務日誌類の査閲に関すること。

(2) 各種進達、報告(ただし、重要なる統計報告は除く。)、照会及び回答に関すること。

(3) 職員の休暇、欠勤その他勤務に関すること。

2 前項の事務であつて異例若しくは疑義にわたり又は重要と認められるものについては教育長の決裁を受けなければならない。

(平 21 教委規則 7・一部改正)

(簿冊)

第 7 条 公民館には次の簿冊を備えつねなければならない。

(1) 出勤簿

(2) 備品出納簿

(3) 物品受払簿

(4) 例規

(5) 勤務日誌

(6) 事務日誌

(7) 運営審議会記録

(8) 公民館沿革史

(平 21 教委規則 7・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 8 条 条例第 5 条の規定による運営審議会(以下「審議会」という。)に委員長及び副委員長それぞれ 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選とする。その任期は各 1 年とする。

(委員長の任務)

第 9 条 委員長は会議の議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 10 条 審議会の会議は定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年 2 回とし臨時会は館長が必要と認めたときに招集する。

3 会議は委員半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は出席委員の過半数で決する。

5 可否同数のときは議長がこれを決する。

(平 21 教委規則 7・一部改正)

(委任規定)

第 11 条 この規則施行について必要な事項は、釜石市教育委員会が別に定める。